

循環資源利用促進税事務処理の手引き

特別徴収義務者・申告納税者用

平成28年2月

北海道総務部財政局税務課

1 特別徴収義務者・申告納税者

循環資源利用促進税は、特別徴収義務者及び申告納税者が、設置する最終処分場ごとに道に申告し納税します。

●特別徴収義務者

循環資源利用促進税の特別徴収義務者は、最終処分業者です。

特別徴収義務者である最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者が最終処分場に産業廃棄物を搬入したときに、特別徴収義務者として排出事業者又は中間処理業者から循環資源利用促進税を徴収して道に申告し納税します。

●申告納税者

自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する事業者は、申告納税者として自ら負担すべき循環資源利用促進税を道に申告し納税します。

※ 最終処分業者が、自ら排出し又は中間処理をした産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は、最終処分業者は申告納税者となります。
したがって、最終処分業者は特別徴収義務者と申告納税者のいずれにも該当する場合があります。

2 特別徴収義務者の登録・申告納税者の届出

特別徴収義務者及び申告納税者は、設置する最終処分場ごとに登録又は届出を行います。特別徴収義務者及び申告納税者のいずれにも該当する場合は、特別徴収義務者の登録と申告納税者の届出をそれぞれ行ってください。

●特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者である最終処分業者は、新たに最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始する場合は、産業廃棄物の搬入を開始する日前5日までに「循環資源利用促進税特別徴収義務者登録申請書（別添～様式1）」を総合振興局、振興局又は札幌道税事務所（以下「総合振興局等」といいます。）に提出してください。

特別徴収義務者登録申請書を提出した場合は、総合振興局等から特別徴収義務者登録通知書を送付します。

また、特別徴収義務者登録証を交付しますので、最終処分場の見やすいところに掲示してください。

●申告納税者の届出

申告納税者である事業者は、新たに最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始する場合は、産業廃棄物の搬入を開始する日前5日までに「循環資源利用促進税産業廃棄物搬入開始届（別添～様式2）」を総合振興局等に提出してください。

●登録事項・届出事項の変更

特別徴収義務者の登録事項、申告納税者の届出事項に変更が生じた場合は、変更の日から10日以内に変更申請書又は変更届を提出してください。

●埋立処分の終了又は休止の届出

特別徴収義務者が設置する最終処分場において、埋立処分の終了又は休止により特別徴収義務が消滅した場合は、義務が消滅した日から10日以内に交付された証票を返納してください。

また、申告納税者が設置する最終処分場において、埋立処分を終了又は休止した場合は、終了又は休止をした日から10日以内に終了(休止)届を提出してください。

3 税額等の算定

循環資源利用促進税は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税されます。

●課税標準

循環資源利用促進税の課税標準は、最終処分場へ搬入された産業廃棄物の重量です。産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、容量(体積)に道が定める「換算係数」を乗じて得た換算重量が課税標準となります。

換算係数は、別添「産業廃棄物の重量の計測が困難な場合の換算係数」のとおりです。

※ 産業廃棄物の重量に1トン未満の端数がある場合の取扱い

循環資源利用促進税の課税標準である産業廃棄物の重量は、切り上げ、切り捨て、四捨五入等の端数処理をしないこととしています。

したがって、産業廃棄物の重量が1トン未満である場合でも、計測したままの重量が課税標準となります。

また、産業廃棄物の重量に1トン未満の端数がある場合についても同様に、計測したままの重量が課税標準となります。

産業廃棄物の重量の計測が困難なため、容量を重量に換算する場合についても同様です。

●税 率

循環資源利用促進税の税率は、1トンにつき1,000円です。

●税 額

循環資源利用促進税の税額は、最終処分場への産業廃棄物の搬入ごとに、課税標準である産業廃棄物の重量に税率を乗じて算定します。

※ 算定税額に1円未満の端数がある場合の取扱い

循環資源利用促進税の算定税額が1円未満である場合又は1円未満の端数がある場合には、その全額又は1円未満の端数を切り捨てることとしています。

したがって、算定税額が1円未満である場合は、税額が発生しません。

また、算定税額に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てます。

4 申告納税

特別徴収義務者及び申告納税者は、循環資源利用促進税をそれぞれ次のとおり申告し納税します。

複数の最終処分場を設置している場合は、最終処分場ごとに申告し納税します。

●特別徴収義務者

特別徴収義務者である最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者が最終処分場へ産業廃棄物を搬入したときに、循環資源利用促進税を徴収し、申告対象期間である3ヶ月分をまとめて申告対象期間の末日の翌月末日までに「循環資源利用促進税納入申告書（別添～様式3）」に課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量、税額等を記載し提出するとともに、申告税額を「納付書（別添～様式4）」により納税します。

●申告納税者

自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に埋立処分をする事業者は、申告納税者として、最終処分場へ搬入した産業廃棄物の重量に基づき、申告対象期間である3ヶ月分をまとめて申告対象期間の末日の翌月末日までに「循環資源利用促進税納付申告書（別添～様式5）」に課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量、税額等を記載し提出するとともに、申告税額を「納付書（別添～様式4）」により納税します。

※ 最終処分業者は、特別徴収義務者として申告し納税するほか、自ら排出した（又は中間処理した）産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は、申告納税者として申告し納税することとなります。

●申告対象期間と申告納税期限

申告対象期間と申告納税期限は、次のとおりです。

申告対象期間	申告納税期限
1月1日から 3月31日	4月末日
4月1日から 6月30日	7月末日
7月1日から 9月30日	10月末日
10月1日から 12月31日	1月末日

※ 最終処分場における埋立処分を終了又は休止した場合は、終了又は休止した日から1月以内に申告し納税します。

例えば、11月20日に埋立処分を終了した場合は、10月1日から11月20日までの循環資源利用促進税を12月20日までに申告し納税します。

●申告納税期限が休日等の場合

申告納税期限が、土曜日、日曜日又は祝日等の休日に当たる場合は、その翌日が申告納税期限となります。

●申告する税額が発生しない場合

特別徴収義務者又は申告納税者が設置する最終処分場において、3ヶ月の申告対象期間中に産業廃棄物の搬入がなかったことにより、申告し納税する税額が発生しなかった場合は、申告書の課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量、税額欄に0と記載し、申告期限までに提出してください。

●申告や納税が遅れた場合

申告期限後に申告書を提出した場合は、不申告加算金を納めていただくこととなります。

また、納期限後に納税をした場合は、延滞金を併せて納めていただくこととなります。

●申告した税額等に誤り（不足）があった場合

申告納税者が提出した申告書の課税標準量又は税額に誤り（不足）があったことを発見した場合は、「循環資源利用促進税修正申告書（別添～様式6）」を提出し、不足税額を納税していただくこととなります。この場合、原則として過少申告加算金及び延滞金を納めていただくこととなります。

※ 特別徴収義務者については、修正申告の制度はありません。
申告した税額に誤りがあった場合は、総合振興局等に連絡してください。

5 徴収猶予

特別徴収義務者が、売掛などにより排出事業者や中間処理業者から処分料金及び循環資源利用促進税の全部又は一部を受け取ることができなかつたため、納期限までに循環資源利用促進税を道に納税することができないと認められるときは、特別徴収義務者の申請により、納期限から2ヶ月以内に限り、納税を猶予します。

徴収猶予制度は、特別徴収義務者が納税義務者から税を徴収して納税することに配慮するものであり、自らが納税義務者となる申告納税者に対しては適用されません。

●徴収猶予の申請

徴収猶予の申請は、「循環資源利用促進税徴収猶予申請書（別添～様式7）」に「循環資源利用促進税売掛金明細書（別添～様式8）」を添付して、納入申告書の申告期限までに提出してください。

なお、徴収猶予の承認をするに当たっては、売掛金等の内容を確認するため帳簿、書類などを確認させていただく場合があります。

●徴収猶予期間の延滞金

徴収猶予期間中の延滞金は免除されます。

●徴収猶予に係る担保

徴収猶予を受けようとする場合は、原則として徴収猶予に係る循環資源利用促進税額に相当する担保を提供していただきますが、次の要件に全て該当する場合は、この担保の提供を免除します。

◇担保提供の免除要件

- ① 徴収猶予の申請をした日前3年以内において、循環資源利用促進税の徴収金について滞納処分を受けたことがないこと。
- ② 最近における循環資源利用促進税の納入状況からみて、その徴収猶予の期間の末日までに当該徴収猶予に係る循環資源利用促進税を納入することが確実と認められること。

※次の要件に全て該当する場合はいいます。

- ・ 特別徴収義務者の資産等からみて担保提供の必要がないと認められること。
- ・ 徴収猶予の申請をした日前1年以内において、循環資源利用促進税を納期限内に完納していること。
- ・ 徴収猶予の申請をした日前1年以内において、循環資源利用促進税について更正又は決定を受けたことがないこと。

6 徴収不能額等の還付・納入義務免除

特別徴収義務者が、排出事業者又は中間処理業者の倒産などにより、排出事業者又は中間処理業者から処分料金及び循環資源利用促進税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合、徴収した循環資源利用促進税を天災などにより失った場合は、特別徴収義務者の申請により循環資源利用促進税の納入義務を免除し、既に納税がされている場合は還付します。

徴収不能額等の還付・納入義務免除制度は、特別徴収義務者が納税義務者から税を徴収して納税することに配慮するものであり、自らが納税義務者となる申告納税者に対しては適用されません。

● 還付・納入義務免除の申請

納入義務免除の申請は、「循環資源利用促進税還付・納入義務免除申請書」に必要書類を添付して提出してください。

必要書類は、徴収不能等となった事由などにより異なりますので、総合振興局等にお問い合わせください。

なお、還付又は納入義務免除をするに当たっては、徴収不能等となった事実を確認するために帳簿や書類などを確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

7 申請書等の提出先・納税場所

各種申請書、届出書、申告書は、最終処分場の所在地を所管する総合振興局等の税務担当課に提出してください。

複数の最終処分場を設置している場合は、最終処分場ごとにその所在地を所管する総合振興局等に提出してください。

納税は、最寄りの金融機関又は総合振興局等の窓口でしてください。

● 所管区域

総合振興局等の所管区域は、別添「総合振興局等の所管区域一覧表」のとおりです。

● 納税場所

納税することができる金融機関又は総合振興局等の窓口は、別添「納税場所一覧表」のとおりです。

8 帳簿の記載・保存

特別徴収義務者及び申告納税者は、最終処分場ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、申告書の提出期限から5年間保存しなければなりません。

なお、廃棄物処理法により備え付けている既存の帳簿に、必要事項を追加して記載していただければ、新たに帳簿を作成する必要はありません。

●帳簿に記載すべき事項

特別徴収義務者

- ① 最終処分場への産業廃棄物の搬入年月日
- ② 搬入された産業廃棄物の種類、重量
※容量を重量に換算した場合は、種類、容量及び換算重量
- ③ 循環資源利用促進税額
- ④ 納税義務者（排出事業者又は中間処理業者）の氏名又は名称
- ⑤ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付番号
※電子マニフェストの場合は、登録番号

申告納税者

特別徴収義務者の帳簿の記載事項のうち①～③の事項

※ ③以外は、廃棄物処理法の備付帳簿の記載事項です。

9 特別徴収義務者交付金

循環資源利用促進税を特別徴収する場合において、特別徴収義務者の事務負担の一部を補助するため、特別徴収義務者に対して交付金を交付する予定です。

交付金は、特別徴収義務者が納税した税額のうち納期限内に納税された税額に基づき算定した一定の額を、翌年度に交付することとしています。

したがって、平成27年度に納税された税額に対する交付金は、平成28年度に交付することとなります。

特別徴収義務者交付金は、特別徴収義務者が納税義務者から税を徴収するための事務負担等に配慮して交付するものであり、自らが納税義務者となる申告納税者に対しては交付されません。

※ 最終処分業者が自ら設置する中間処理施設において中間処理を行い、中間処理後の産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入した場合は、自己処分となり、当該最終処分業者が申告納税者となります。この場合は、特別徴収ではないので、特別徴収義務者交付金の対象にはなりません。

10 適正な申告納税のための確認

循環資源利用促進税に係る取扱いや申告内容などを確認するため、最終処分場や最終処分業者の事務所などにお伺いすることがありますので、その際にはご協力をお願いします。

様式 1

受付印

循環資源利用促進税特別徴収義務者登録申請書

特別徴収義務者	住所（所在地） 札幌市中央区北〇条西〇丁目		搬入開始年月日又は特別徴収義務者として指定された日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	フリガナ 氏名（名称） <small>カブシキガイシャ ホッカイドウ</small> 株式会社 北海道	フリガナ 代表者の氏名 <small>ホッカイ タロウ</small> 北海 太郎	
	個人番号又は法人番号		
最終処分場の概要	区分	所在地	電話番号
	最終処分場	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇	〇〇〇〇処分場 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型	
	設置許可番号	〇 環 生 第 〇 〇 - 〇 号	
	設置許可年月日 (届出年月日)	平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず	
この登録申請に回答する係及び氏名並びに電話番号	株式会社北海道 総務課庶務係 札幌 次郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
この登録申請に係る関係書類の送付先	札幌市中央区北〇条西〇丁目 株式会社北海道 総務課		
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 株式会社北海道 申請者 氏名（名称） 代表取締役 北海 太郎 ㊞ 北海道〇〇総合振興局長 様			

※ 処理事項	徴収の便宜を有する者の指定	住所（所在地）	氏名（名称）	通知 年 月 日	指定番号
	登録	登録番号	登録	年 月 日	通知 年 月 日
	義務者証	枚数	枚	交付	年 月 日 (交付)
	整理簿	宛名マスタ 登録マスタ	処理結果表	収納管理	納税

- 注意 1 次の書類を添付してください。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「厚生省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証又は厚生省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - (2) 厚生省令第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置許可証の写し
 - 2 ※印欄は、記入しないでください。
 - 3 この申請書は、最終処分場ごとに作成してください。

様 式 2

受付印

循環資源利用促進税産業廃棄物搬入開始届

申 告 納 税 者	住所（所在地） 札幌市中央区北〇条西〇丁目	
	フリガナ <small>カブシキカイシャ ホッカイドウ</small> 氏名（名称） 株式会社 北海道	フリガナ <small>ホッカイ タロウ</small> 代表者の氏名 北海 太郎
	個人番号 又は法人番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可の有無	(有) ・ 無
	許可番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
最終 分場 概要	所在地	(郵便番号 〇〇-〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	名称	〇〇〇〇処分場
	処分場の種類	(安定型) ・ 管理型 ・ 遮断型
	設置許可番号	〇 環 生 第 〇 〇 - 〇 号
	設置許可年月日 (届出年月日)	平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず
産業廃棄物の搬入を開始する日	平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	
この届出に応答する係及び氏名並びに電話番号	株式会社北海道 総務課庶務係 札幌 次郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
この届出に係る関係書類の送付先	札幌市中央区北〇条西〇丁目 株式会社北海道 総務課	
上記のとおり、産業廃棄物の最終処分場への搬入を開始するので、届け出ます。		
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
届出者 氏名（名称） 株式会社北海道 (印) 代表取締役 北海 太郎		
北海道〇〇総合振興局長 様		

※ 処理 事項	宛名マスタ 登録マスタ	処理結果表	調査書	収納管理	納税	徴収原簿番号
---------------	----------------	-------	-----	------	----	--------

- 注意 1 次の書類を添付してください。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「厚生省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証又は厚生省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - (2) 厚生省令第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置許可証の写し
- 2 ※印欄は記載しないでください。
- 3 この届は、最終処分場ごとに作成してください。

様 式 3

総合振興局等で指定

循環資源利用促進税納入申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">平成 29 年 1 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">北海道〇〇総合振興局長 様</p>	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号		
		通信日付印	確認印	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
この申告の対象となる期間		平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで				
特別徴収義務者	住 所 又 は 所 在 地		札幌市中央区北〇条西〇丁目			
	氏名又は名称及び 代表者の氏名		株式会社 北海道 代表取締役 北海 太郎 (印)			
	個人番号又は法人番号		〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	
最 終 処 分 場	所 在 地		〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇			
	名 称		〇〇〇〇処分場			
	登 録 番 号		〇 〇 第 〇 〇 〇 号			
この申告に应答する係及び氏名並びに 電話番号		株式会社 北海道 総務課庶務係 札幌 次郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)				
課税標準となる搬入された産業 廃棄物の重量		税 率	税 額			
1, 560.25 トン		1, 000 円/トン	1, 560, 250 円			
納 入 年 月 日	平成 29 年 1 月 31 日					
申 告 期 限	平成 29 年 1 月 31 日					
備 考	3ヶ月分合計					

- 注意
- 1 ※印欄は、記入しないでください。
 - 2 課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
 - 3 税額は、円の単位まで記入してください。

様 式 4

期別欄には、各申告対象期間の最終日を記入します。

総合振興局等で指定

道 税	都道府県コード	領 収 証 書 ㊦									
	納 税 者 保 存	年度	税コード	期 別 (申告区分)	振替口座	加入者名 北海道会計管理者	取扱庁	事務所	徴収原簿番号		
	_ _ _ _ _ _ _	28	25	2 8 1 2 3 1	02740-9-960011	(札幌) 地区	北海道〇〇総合振興局	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
								税 目	循環資源利用促進税		
								税 額	1,560,250円		
	延滞金額計算内訳				住所 (所在地)			延滞金額			
	日 数	年 率	金 額		札幌市中央区北〇条西〇丁目			加算金額	過少申告		
	日	%	円					不申告			
								重			
					氏名 (名 称)			合 計 額	1,560,250円		
					株式会社 北海道			納 期 限	平成29年 1月31日		
								納付(納入)場所	上記の金額を領収しました。		
								北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局	領 収 印		

◎裏面も必ずお読みください。

様 式 5

総合振興局等で指定

循環資源利用促進税納付申告書

<p>受付印</p> <p>平成29年 1月31日</p> <p>北海道〇〇総合振興局長 様</p>	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号								
		通信日付印	確認印	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇								
この申告の対象となる期間		平成28年10月 1日から平成28年12月31日まで										
申 納 税 者	住 所 又 は 所 在 地	札幌市中央区北〇条西〇丁目										
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	株式会社 北海道 代表取締役 北海 太郎			(印)							
	個人番号又は法人番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
最 終 処 分 場	所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇										
	名 称	〇〇〇〇処分場										
この申告に応答する係及び氏名並びに 電話番号		株式会社 北海道 総務課庶務係 札幌 次郎 (電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)										
課税標準となる搬入した産業 廃棄物の重量		税 率		税 額								
56.15トン		1,000円/トン		56,150円								
納 付 年 月 日	平成 29 年		1 月	31 日								
申 告 期 限	平成 29 年		1 月	31 日								
備 考	3ヶ月分合計											

- 注意
- ※印欄は、記入しないでください。
 - 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
 - 税額は、円の単位まで記入してください。

様 式 6

総合振興局等で指定

循環資源利用促進税修正申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">北海道〇〇総合振興局長 様</p>	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	徴収原簿番号		
		通信日付印	確認印	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
この修正申告の対象となる期間		平成28年10月 1日から平成28年12月31日まで			
申告納税者	住所又は所在地	札幌市中央区北〇条西〇丁目			
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	株式会社 北海道 代表取締役 北海 太郎 印			
	個人番号又は法人番号	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	
最 終 処 分 場	所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇			
	名 称	〇〇〇〇処分場			
この申告に应答する係及び氏名並びに 電話番号		株式会社 北海道 総務課庶務係 札幌 次郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)			
区 分	課税標準となる搬入した産業 廃棄物の重量	税 率	税 額		
修正申告額(ア)	60.45 トン	1,000円/トン	60,450円		
当初申告額(イ)	56.15 トン	1,000円/トン	56,150円		
差引増差額 (ア)-(イ)	4.30 トン	/	4,300円		
増差税額納付年月日		平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日			
備 考					

- 注意
- 1 ※印欄は、記入しないでください。
 - 2 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
 - 3 税額は、円の単位まで記入してください。

様式 7

循環資源利用促進税徴収猶予申請書

特別徴収義務者	住所（所在地）	札幌市中央区北〇条西〇丁目				代表者の氏名	北海 太郎	
	氏名（名称）	株式会社 北海道				電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	個人番号 又は法人番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
最終処分場	所在地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇				名称	〇〇〇〇処分場	
徴収猶予を受けようとする期間		平成28年 10月 1日 から 平成28年 12月 31日 まで						
納入期限	平成29年 1月 31日				徴収猶予期限	平成29年 3月 31日		
計算基礎	区分	申告金額	納入金額	受け取ることができなかった処分料金	受け取ることができなかった税額	徴収猶予を受けようとする税額		
	税額	1,560,250円	1,431,549円	1,170,187円	128,701円	128,701円		
納入内訳	納入期日	平成29年3月31日	月 日	月 日	合計			
	納入金額	128,701円	円	円	128,701円			
納税担保	担保財産				保証担保			
	名称	数量	性質	所在地	住所	職業	氏名	
<p>上記のとおり、納期限までに受け取ることができなかった循環資源利用促進税の納入について、徴収猶予の承認を受けたいので申請します。（根拠法令－北海道循環資源利用促進税条例第10条）</p> <p>平成29年 1月 31日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地）札幌市中央区北〇条西〇丁目 氏名（名称）株式会社 北海道 代表取締役 北海 太郎</p> <p>北海道〇〇総合振興局長 様</p>								

- 注意 1 提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険に付した建物、自動車等である場合には「抵当権を設定するために必要な書類」を、保証人の保証である場合には「保証書」を添付してください。
- 2 「納入期限」の欄には、徴収猶予する前の北海道循環資源利用促進税条例で定められている納期限を記載してください。
- 3 「徴収猶予を受けようとする税額」の明細書を別に添付してください。
- 4 「徴収猶予期限」及び「納入期日」の欄には、納期限から2月以内の日を記載してください。
- 5 不要文字を消して使用してください。

産業廃棄物の重量の計測が困難な場合の換算係数

産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数（1立方メートル当たりのトン数）を産業廃棄物の容量に乗じて得た換算重量により税額を算出します。

産 業 廃 棄 物 の 種 類	換算係数
① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1. 14
② 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1. 10
③ 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0. 90
④ 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0. 35
⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に掲げる紙くず	0. 30
⑥ 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0. 55
⑦ 廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0. 12
⑧ 廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1. 00
⑨ 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる食鳥に係る固形状の不要物	1. 00
⑩ 廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0. 52
⑪ 廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1. 13
⑫ 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1. 00
⑬ 廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鋳さい	1. 93
⑭ 廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1. 48
⑮ 廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1. 00
⑯ 廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1. 00
⑰ 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじん	1. 26
⑱ 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1. 00

【 重量換算・税額算出の例 】

○ 最終処分場に搬入された産業廃棄物 ～ 燃え殻 10.5立方メートルの場合

① 換算重量の算出

$$\text{燃え殻 } 10.5 \text{ 立方メートル} \times \text{換算係数 } 1.14 = \underline{11.97 \text{ トン}} \text{ (換算重量)}$$

② 税額の算出

$$\text{換算重量 } 11.97 \text{ トン} \times \text{税率 } 1,000 \text{ 円 / トン} = 11,970 \text{ 円}$$

総合振興局等の所管区域一覧表

各種申請書、申告書等の提出先は、最終処分場の所在地を所管する総合振興局等です。
 複数の最終処分場を設置している場合は、最終処分場の施設ごとにその所在地を所管する総合振興局等に提出してください。

(平成27年4月1日現在)

総合振興局等	郵便番号	所在地	電話	所管区域
石狩振興局 課税課 事業税間税係	060-8558	札幌市中央区 北3条西7丁目 道庁別館5階	011-281-7937	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、 石狩市、当別町、新篠津村
渡島総合振興局 課税課 事業税間税係	041-8558	函館市美原4丁目6番 16号	0138-47-9445	函館市、北斗市、松前町、福島町、 知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、 森町、八雲町、長万部町
檜山振興局 課税課 課税係	043-8558	江差町字陣屋町336番 地の3	0139-52-6472	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部 町、奥尻町、今金町、せたな町、
後志総合振興局 課税課 課税係	044-8588	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1336	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、 二七二町、真狩村、留寿都村、喜茂 別町、京極町、倶知安町、共和町、 岩内町、泊村、神恵内村
小樽道税事務所 課税課 事業税間税係	047-0033	小樽市富岡1丁目14番 13号	0134-23-9492	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、 余市町、赤井川村
空知総合振興局 課税課 事業税間税係	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0053	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、 赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、 歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂 川町、由仁町、長沼町、栗山町、月 形町、浦臼町、新十津川町
深川道税事務所 課税係	074-0002	深川市2条19番13号	0164-23-3578	深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜 町、北竜町、沼田町
上川総合振興局 課税課 事業税間税係	079-8610	旭川市永山6条19丁目 1番1号	0166-46-5929	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽 町、当麻町、比布町、愛別町、上川 町、東川町、美瑛町、上富良野町、 中富良野町、南富良野町、占冠村、 幌加内町
名寄道税事務所 課税係	096-0014	名寄市西4条南2丁目	01654-2-4148	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、 下川町、美深町、音威子府村、中川 町
留萌振興局 課税課 課税係	077-8585	留萌市住之江町2丁目 1番地2号	0164-42-8417	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、 羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、
宗谷総合振興局 課税課 課税係	097-8558	稚内市末広4丁目2番 27号	0162-33-2913	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別 町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻 町、利尻富士町、幌延町
才木一ツク総合振興局 課税課 課税係	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0613	網走市、美幌町、津別町、斜里町、 清里町、小清水町、大空町
北見道税事務所 課税課 事業税間税係	090-0018	北見市青葉町6番6号	0157-25-8684	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間 町、遠軽町
紋別道税事務所 課税係	094-8554	紋別市幸町6丁目	0158-24-2626	紋別市、湧別町、滝上町、興部町、 西興部村、雄武町
胆振総合振興局 課税課 事業税間税係	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番 1号 むろらん広域センタービ ル1F	0143-24-9582	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、 壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧道税事務所 課税課 事業税間税係	053-0018	苫小牧市旭町2丁目8番 15号	0144-32-5179	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、 むかわ町
日高振興局 課税課 課税係	057-8558	浦河町栄丘東通56号	0146-22-9062	日高町、平取町、新冠町、浦河町、 様似町、えりも町、新ひだか町
十勝総合振興局 課税課 事業税間税係	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8510	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、 鹿追町、新得町、清水町、芽室町、 中札内村、更別村、大樹町、広尾町、 幕別町、池田町、豊頃町、本別町、 足寄町、陸別町、浦幌町
釧路総合振興局 課税課 事業税間税係	085-8588	釧路市浦見2丁目2番 54号	0154-43-9161	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、 標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室振興局 課税課 課税係	087-8588	根室市常盤町3丁目 28番地	0153-24-5482	根室市、別海町、中標津町、標津町、 羅臼町
札幌道税事務所 課税管理 課税第二課間税グル ープ	060-0003	札幌市中央区 北3条西7丁目 道庁別館2F	011-281-7861	札幌市

納 税 場 所 一 覧 表

次に掲げる金融機関又は総合振興局等の窓口で納税することができます。

区 分	収納取扱金融機関等
道 内	・ 金融機関 ・ 郵便局 ・ 総合振興局、振興局又は道税事務所
道 外	・ みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、三井住友信託銀行の特定の本店、支店、出張所 ※ 詳しくは道税ホームページをご覧ください。 ・ ゆうちょ銀行 ・ 郵便局

— お 問 い 合 わ せ 先 —

北海道総務部財政局税務課 課税対策グループ（間税）

住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5062

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>